

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月15日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年5月から同年8月までの標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から21年4月22日まで
夫は、A社に昭和19年10月ごろから23年3月ごろまで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和20年5月15日に同社における被保険者資格を喪失してから、21年4月22日に同社において被保険者資格を再取得するまで、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、国の所管局発行の履歴原表から申立人が昭和20年5月15日に海軍に召集され、同年9月1日に予備役編入(解員)されたことが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険

者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、履歴原表の予備役編入（解員）日である昭和20年9月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年5月15日の資格喪失時の記録から、80円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月22日までの期間について、元同僚に照会したところ、複数の元同僚が申立人のことを記憶しているものの、記憶が明確でないため期間を特定することはできない上、A社は23年8月15日に解散しており、申立人の勤務実態や申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる供述及び関連資料等を得ることはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格再取得日は昭和21年4月22日となっており、オンライン記録と一致している上、健康保険の整理番号も*番と*番と異なっており、欠番も無いことから、当該期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の当該期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 28 日から 44 年 4 月 30 日まで
昭和 41 年 3 月に A 株式会社に入社し、その後社名が B 社に変わったが、44 年 4 月頃に退職するまで継続して同じ事業所で勤務していた。しかしながら、申立期間について厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間において、厚生年金保険料は継続して控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人と同日に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、同社の後継事業所である B 社に引き続き勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は、昭和 41 年 8 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社において申立人と同日に資格喪失している複数の元同僚は、「当時、給料の未払いがあったので退職した。」と回答している上、そのうちの一人は、「当時、社長が借金を抱えており、そのような状況では、会社は厚生年金保険料を納められなかったのではないか。」と供述している。

また、オンライン記録において、A 株式会社の後継事業所である B 社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、A 株式会社を管轄する国の所管局に照会したが、該当する事業所及びその事業主に関

する情報等が確認できる資料は無い旨の回答があった。

さらに、申立てに係る事業所は既に廃業しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとしている全ての従業員についても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

また、上記の複数の元同僚に照会しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる供述及び関連資料等を得ることができない。

さらに、申立期間における申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 10 日から 31 年 7 月 31 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、①A株式会社に勤務していた期間と②B社（現在は、C株式会社）に勤務していたうちの最初の期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するA株式会社は、所在地を管轄する法務局における商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人は申立期間①当時の正確な事業所所在地、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、B社の当時の事業主は既に死亡しており、C株式会社及び同社の系列会社である株式会社Dに照会したところ、「当時の資料を保管していないことから当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚に対し照会を行ったところ、回答のあった複数の同僚は、申立人を

記憶しておらず、申立期間②当時の当該事業所における厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立期間②のうち、昭和31年10月1日から32年7月31日までの期間については、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日より前の期間である。

加えて、当該被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和34年4月15日と記載されている上、申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿の記載内容と一致しており、既に申立人の被保険者期間として記録されている期間以外には、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も無く、申立期間②における申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。